○経済産業省、環境省

五六　温室効果ガス総排出量の算定に係る他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数を告示する件　九　122　一〇九

○国土交通省

五六二　高速自動車国道に関する件　一　二

五六三　運輸審議会件名表に登載された件　一　二

五六四　核燃料物質等車両運搬規則の細目を定める告示の一部を改正する告示　一　一五

五六五　土地区画整理事業の施行規程及び事業計画を認可した件　一　一六

五六六　高速自動車国道に関する件　二　四

五六七　砂防法第二条の土地を指定する件　二　四

五六八　信号符号を点附した件　五　六

五六九　信号符号を取り消した件　五　六

五七〇　船舶国籍証書を無効とした件　五　六

五七一　道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示　五　118　一七

五七二　道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令附則第二条第三項及び第五項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示　五　118　七六

五七三　運輸審議会件名表に登載された件　六　五

五七四　砂防法第二条の土地の指定を解除する件　七　四

五七五　砂防法第二条の土地を指定する件　七　四

五七六　船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第三条第一項及び第六十六条の地方運輸局等を指定する告示の一部を改正する告示　七　四

五七七　自動車の装置の型式指定を取り消した件　七　四

五七八　小型特殊自動車の型式認定を取り消した件　七　四

五七九　道路整備特別措置法施行令の規定による貸付金の年賦償還の方法の一部を改正する告示　七　120　四四

五八〇　都市再開発法の規定により施行規程及び事業計画の変更を認可した件　九　五

五八一　砂防法第二条の土地を指定する件　九　五

五八二　高速自動車国道に関する件　一二　七

五八三　旅客自動車運送事業運輸規則の規定に基づき適性診断の実施機関を国土交通大臣が認定した件　一三　五

五八四　貨物自動車運送事業輸送安全規則の規定に基づき適性診断の実施機関を国土交通大臣が認定した件　一三　五

五八五　旅客自動車運送事業運輸規則の規定に基づき講習の実施機関を国土交通大臣が認定した件　一四　二

五八六　貨物自動車運送事業輸送安全規則の規定に基づき講習の実施機関を国土交通大臣が認定した件　一四　二

五八七　高速自動車国道に関する件　一四　二

五八八　高速自動車国道に関する件　一四　二

五八九　運輸審議会から答申があった件　一四　三

五九〇　帯広空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件　一四　125　二一

五九一　高速自動車国道に関する件　一五　四

五九二　航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件　一五　126　一一

五九三　八尾空港の施設について告示した事項に変更があった件　一六　四

五九四　砂防法第二条の土地を指定する件　一六　四

五九五　電子情報処理組織を使用して建設業の許可を申請する場合に提出を省略することができる書面又は書類を定める件の一部を改正する件　一六　127　三三

五九六　船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第二条第二項第三号の水域を指定する件　二六　八

五九七　一般社団法人日本海事検定協会から登録事項の変更の届出があった件　二六　八

五九八　DNV ASから登録事項の変更の届出があった件　二六　八

五九九　船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第二条第二項第三号の水域を指定する件　二六　八

六〇〇　運輸審議会から答申があった件　二七　五

六〇一　〃　二八　四

六〇二　砂防法第二条の土地を指定する件　二八　四

六〇三　登録基幹技能者講習実施機関の登録事項の変更の届出があった件　二九　四

六〇四　外航船舶確保等基本方針　三〇　三

六一三　砂防法第二条の土地を指定する件　三〇　四

六一四　山形空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件　三〇　四

六一五　高速自動車国道に関する件　三〇　四

六一七　北九州空港の施設について告示した事項に変更があった件　三〇　137　一四八

六一八　日本船舶及び船員の確保に関する基本方針を変更する件　三〇　137　一四九

六一九　船員職業安定法施行規則第三条第三項に規定する医師指定の一部を改正する告示　三〇　137　一五〇

六二〇　低騒音型建設機械の指定に関する件　三〇　137　一五一

六二一　排出ガス対策型建設機械の指定に関する件　三〇　137　一五一

六二二　自動車の特定改造等の許可に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示の一部を改正する告示　三〇　137　一五三

六二四　租税特別措置法第十一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用を受ける船舶を指定する告示の一部を改正する告示　三〇　137　一五三

六二五　旅行業法の規定に基づく登録研修機関の登録をした件　六　五

一一四　旅行業法の規定に基づく登録事項の変更の件　七　五

一一五

○観光庁

一一六